人類と人工知能　11月7日個人課題

学籍番号：2322003

氏名：阿部佑哉

　AI、機械学習に対して学習させるためのデータについて、IT メディアによると、『日本の著作権法では、「情報解析を行うために著作物を複製すること」が、営利・非営利問わず認められている』という。これは世界的に見ても稀な規定であり、この著作権法によって「日本は機械学習パラダイスだ」と提言する人までいる。

　しかし、世界ではこのような規定の国はほとんどない。米国とEUの例を挙げつつ、世界の動向を説明していく。法律事務所ZeLoは、「米国では、著作物のAI学習利用に関する個別的な規定は用意されておらず、フェア・ユースという一般例外規定によってカバーされることになります。フェア・ユースとは、著作物の無許諾利用について、主に以下の要素を考慮して、公正な利用であるといえる場合には、無許諾利用が著作権侵害にならない、という規定です(米国著作権法107条)」と述べている。以下の要素とは、(1)利用の目的・性質、(2)利用された著作物の性質、(3)利用された著作物の量や実質性、(4)利用行為が著作物の潜在的価値や市場に与える影響の4つである。

また、EUでは著作物のAI学習利用について、Digital Single Market著作権指令（以下「DSM著作権指令」）に規定が存在し、著作物のAI学習利用に関してそれぞれ適用範囲が異なる3条及び4条の2つの条文が存在する。3条では研究機関や文化遺産施設が主体となり、化学研究を目的とする場合には権利者による学習利用からのオプトアウトは認められていない。4条では、主体と目的が限定されていない場合には権利者による学習利用からのオプトアウトは認められている。

　上記の2つは、どちらもAI学習利用に対して権利者の意向が最低限守られるような仕組みだと言える。そこから今後気をつけなければならない点として挙げられるのは、日本の法律も今後アメリカやEUのような仕組みに変わっていく可能性が大いにあると考えられるので、機械学習のためなら著作権を気にしなくてもいいというゆるさに甘えてばかりではなく、今のうちから著作権侵害にならないようなデータ集めのしかたを身につけていかなければならないと考える。

参考文献：岡本有花. “「日本は機械学習パラダイス」　その理由は著作権法にあり”. ITmedia NEWS． 2017-10-10. <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1710/10/news040.html>，(参照2023-11-20)

島内洋人． “弁護士が解説！著作物のAI学習利用に関する海外制度と最新動向”． 法律事務所ZeLo． 2023-10-04． <https://zelojapan.com/lawsquare/35949>，(参照2023-11-20)